

広島県告示第四百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項及び第一百二条第三項の規定によつて、令和二年四月三十日次の付議事項について臨時県議会を広島市に招集する。

令和二年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

付 議 事 項

- 一 令和二年度広島県一般会計補正予算
- 二 令和二年度広島県病院事業会計補正予算
- 三 財産の処分について
- 四 財産の信託の変更について
- 五 専決処分報告